

更木小学校区適正配置検討地域協議会設置要領

令和 7 年 3 月 10 日

(設置)

第 1 きたかみの未来を創る教育のあり方を実現するため、更木小学校区適正配置検討地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 次に掲げる事項について協議し、その結果を検討委員会に意見書を提出するものとする。

(1) 更木小学校区の子ども達を取り巻く教育環境について、現状把握を行い、持続的で適正な教育環境の実現に課題が生じる場合は、その解決に関すること。

(2) 更木小学校区の学校適正配置に関すること。

(組織)

第 3 協議会は、委員 26 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 更木小学校区内の未就学児童保護者 | 2 名以内 |
| (2) 更木小学校児童保護者 | 8 名以内 |
| (3) 更木在住北上北中学校生徒保護者 | 2 名以内 |
| (4) 更木地区振興協議会役員 | 4 名以内 |
| (5) 更木地区自治会自治会長 | 7 名以内 |
| (6) 更木在住教育経験者 | 3 名以内 |

(任期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。

2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 協議会に、会長及び副会長を各 1 名置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(オブザーバー参加)

第7 協議会の会議にオブザーバー参加をさせることが出来る。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、更木地区振興協議会事務局長において処理する。

(補則)

第9 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要領は令和7年3月10日から施行する。